

## 公共調達方式の決め方

東京大学大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 教授 堀田 昌英



公共調達においてさまざまな方式が広がっている。本号の特集記事でも紹介されているように、発注の目的に応じて、各調達方式の特性を踏まえながら適切な選択がなされることが期待されている。どの方式をどう選べば良いのかを定めるガイドライン等についても、整備が進んでいる。

例えば国土交通省では、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（令和4年改正）、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（令和5年一部改定）、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（令和7年改正）等が策定されており、工事や業務に係る総合評価落札方式の実施方針が毎年定められている。土木学会も、工事、業務のさまざまな調達方式に対応した標準契約約款を制定している。

直轄工事のみならず地方公共団体等を含めた全ての公共発注者が、事業ごとに適切な調達方式を選定できる環境を整備する上で、これらのガイドライン等の役割は大きい。他方、公共調達方式はあくまでも手段にすぎないことを踏まえれば、本来発注で達成すべき目的を案件ごとに明確化し、目的に沿った最適な方式を合理的に選ぶ必要があるが、そのプロセスは決して容易ではないはずである。発注要件や諸条件は事業ごとに一つ一つ異なり、目的や課題も複数存在しうるし、中には両立が難しいものもある。

仮に目的が明確になったとしても、最適な調達方式を選ぶには各方式の長所・短所を理解する必要があるが、いまだ適用例が少ない新たな方式については、とりわけその特性が十分明らかになっていない。仮に検討段階において何らかの新しい方式に利点を見いだせたとしても、新たな方式を導入することはそれ自体手続き的なコストが掛かるので、採用に躊躇してもおかしくない。とはいえ、結果的に調達方式の選定があまりに保守的になってしまうと、現在抱える課題を解決する機会を逸

してしまうことにもなりかねない。

それ故に、ガイドライン等で示されているような公共調達方式の決め方の妥当性を不断に見直し、精度を向上させていく努力が必須といえる。新たな方式が導入され、一定数の事例が蓄積してきたら、当初の制度的な目的が達成されているのかを検証し、改善につなげる作業が不可欠である。実際に、この検証作業自体をルーティン化し、制度の改善に活かしている公共発注者もある。各発注者の検証作業で集められたデータや得られた知見は全員にとって貴重なインフラであり、それらが断片化しないように公共発注者間で共有できる仕組みが必要である。

平成28年熊本地震の災害復旧工事においては、当時まだ適用例のなかった「技術提案・交渉方式（ECIタイプ）」が、国道57号北側復旧ルートの一部である二重峠トンネル工事において全国で初めて採用された。事業化した時点で仕様の前提となる地質・地盤情報等も十分整備されていない状況において、設計時から施工者の技術的知見を活用しつつ手戻りなく早期の復旧を図るために、九州地方整備局がECI方式の採用を決断した。実際に、トンネル掘削期間を標準工程から大幅に短縮するための施工者からの提案を採用するなどの工夫を通して、同ルートの早期開通が実現した。以後、災害復旧工事を含めて多くの工事で適用されるに至ったECI方式の先例となった。

膨大な発注事務が発生する大規模災害の復旧復興事業において、前例のない公共調達方式の採用が大きな決断であったことは想像に難くない。当時の発注者がECIを含めたさまざまな調達方式を平時より分析し、十分な備えを行っていたからこそ可能になった決定であろう。公共調達の一層の深化を実現するために、常日頃からの分析と不断の検証が必要であることを改めて思い起こさせてくれる。